



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

平成20年4月から老人保健制度に代わり後期高齢者医療制度が始まります

「急速な少子高齢化の中で、今後も国民皆保険を維持するためには、医療費の伸びを抑えて、保険料や税負担を国民の負担可能な範囲にとどめるとともに、その負担を世代間・世代内を通して公平でわかりやすくする必要ある」との理由でこの制度が作られました。

私の両親も75歳以上の後期高齢者です。お年寄りを抱える世帯は増える一方です。

現在「75歳以上の方」と「65歳から74歳で一定の障害がある方」は国民健康保険などの医療保険と「老人保健制度」を利用していますが、平成20年4月からはこれらの制度から脱退し、新たな医療保険制度である「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

1. 保険料の算定方法

保険料は所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者が均等に負担する「均等割額」の合計になり、被保険者一人ひとりにかかります。

保険料=所得割額[{所得 - 基礎控除(330,000円)} × 所得割率(0.0743)] + 均等割額(40,175円)

保険料(年額)の上限は500,000円です。

愛知県の場合

2. 保険料の軽減策

後期高齢者医療制度に加入する前日に社会保険の被扶養者になっている方は激変緩和措置として資格取得日から2年分の保険料は均等割額の5割だけの負担になります。(所得割額はかかりません。)

さらに一時的な措置として、平成20年4月から9月までは保険料0円、平成20年10月から平成21年3月までの保険料は均等割の1割だけの負担になる予定です。

3. 保険料の納付方法

年額18万円以上の年金を受給している方は、年金からの天引き(特別徴収)により保険料を納めます。

4. 保険証

後期高齢者医療制度では、新しい保険証が被保険者一人ひとりに交付されます。

新しい保険証は平成20年3月頃に送られてきます。(手続は必要ありません。)

5. 医療費等の負担割合

一般の方は1割負担

一定以上所得者のいる世帯の方は3割負担

一定以上所得者とは...

後期高齢者医療制度の被保険者で課税所得が145万円以上の方です。(同じ世帯に145万円以上の課税所得のあるお子さんがいても、そのお子さんが後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、そのお子さんはここでいう一定以上所得者には該当しません。)

3割負担と判定された場合でも、同じ世帯の被保険者の収入の合計が520万円未満(被保険者が世帯に1人の場合は383万円未満)であれば申請により1割負担になります

6. 保険料を安くする方法

今までの保険料の計算は長い間、課税所得をもとに計算されてきました。

しかし今回の計算は、単純に所得金額のみを基準とし、調整が非常に難しくなっています。

年金受給者が、不動産所得や事業所得で赤字を出して損益通算の申告をすれば大幅な保険料の減少も可能ですが、一歩間違えうと税務署の調査で否認を受けそうです。

医療費負担が1割か3割の境目ギリギリの方でしたら所得控除で何とかなるかもしれませんが.....